

開 会	(上田博が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分))
議 長	ただいまより第66回農地総会を開催したいと思います。
委員出欠状況報告 議 長	<p>欠席委員の報告を行います。竹内委員、山本委員、矢野委員、中村委員、西本委員、廣井委員の以上6名の委員より欠席の届けが入っております。</p> <p>委員総数19名中、出席人数13名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。</p>
議事録署名委員指名 議 長	総会会議規則第23条第2項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
委 員 議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。</p> <p>署名委員は、植田俊博委員と川澤一博委員の2名にお願いいたします。</p>
議 事 議 長	会に入る前に、先月、西本委員より審議を保留とする場合の補正の期限を、事前審査会までとしてはどうかという提案がありました。そのことについて、運営委員会で検討しましたので、事務局より報告をお願いします。
竹内係長	<p>第65回農地総会で西本委員よりご提案がありました、保留として議決を行う場合の補正期限の短縮につきまして、運営委員会で協議をしていただいた内容をご報告いたします。</p> <p>西本委員のご提案の趣旨としましては、総会での審議で保留と意見決定する場合、現在は次回の農地総会まで、というふうに補正の期限を定めておりますけれども、この場合、その次回の事前審査会までに補正が完了していない場合には、推進委員さんのご意見を時々反映できない、また例えば、草刈りの必要性を理由とした補正の場合には、審査会の後に「現地を草刈りしましたよ」と言われた場合には、改めて現地確認をするという手間が増えるということもあるので、補正の期限を次の事前審査会までというふうに短縮してはどうか、というご提案の趣旨であったと考えております。</p> <p>運営委員会では、事前審査会の場で総会と同じ申請の状況で審査ができないということについては確かに問題がある、というご意見と、一方では、事前審査会から総会まで、現在のスケジュールだと約2週間弱程度の期間がありますので、それだけの日数がある中で補正期限の短縮というのは市民に対して不利益が生じる変更になります</p>

	<p>ので、それがどこまでご理解を得られるだろうかという、そういう双方の意見がございました。</p> <p>運営委員会の結論といたしましては、補正期限につきましては、これまで「総会まで」としていたものを「総会の3日前まで」、例えば通常総会は7日になりますので、その場合は4日を期限とし、申請の受付日及び補正を行うときには、事務局より可能な限り事前審査会までに許可要件を整えてくださいという要請をする、という取り決めをしてはどうか、という結論となりました。</p> <p>今回のご提案者の西本委員、ご欠席ということでございますけれども、農地総会でのご了解を得て、このような取り扱いを申し合わせたいというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。</p>
議長	<p>運営委員会の報告が終わりました。このことについてご意見、ご質問がございましたらお願いいいたします。</p>
委員	(意見・質問なし)
議長	<p>ご異議がないようであれば、先ほど説明のあった内容で、申し合わせたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。</p>
	<p>只今から、議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
柏井主任	<p>今月は継続審議案件を含め、全体で9件の申請が出されております。</p> <p>議案書は3ページをご覧ください。</p> <p>案件1と案件2は、譲受人が同一の関連案件となっているため、まとめてご説明いたします。</p> <p>案件の説明に入ります前に、案件2について議案書に一部修正がありますので、訂正をお願いいたします。案件2の2行目の筆の地番ですが、「2-8」と記載しておりますが、正しくは「2-28」ですので、訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは内容の説明に戻ります。</p> <p>案件2についてですが、申請地のうち福井町の3筆については、農地への復元が困難であったことから、12月2日付けで一部取下願が提出され、同日付けで受理しております。なお、当該取下願につきましては、来月の農地総会で議案外の案件としてご報告いたします。</p> <p>案件1は、福井町、田、142m<sup>2</sup>外7筆、合計3,125m<sup>2</sup>を譲受人が経営する法人から譲受人個人へ、引き続き耕作することから耕作便利のため、案件2は、横内、登記地目山林、現況畑、670m<sup>2</sup>外1筆、合計822m<sup>2</sup>を親子間のいわゆる生前贈与のため、そ</p>

それぞれ所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が案件1の申請地、黄色に塗った所が案件2の申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、自己所有地と同居している父が所有している農地を全て耕作しており、申請地では水稻と果樹、野菜を栽培する予定とのことです。

農機具についての所有はないとのことです。

譲受人は農業の経験があり、父母と共に農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、取得後もこれまで通り水稻と果樹、野菜を栽培するため、特に影響はないと考えるとのことです。

譲受人の現在の経営面積は $2,853\text{ m}^2$ ですが、当該案件が許可になれば合計 $5,978\text{ m}^2$ となり、下限面積要件を満たすこととなります。

なお、案件1についての現地調査結果は、本日お配りしました現地写真の1枚目と2枚目のとおりで、入口付近にコンテナが5個あり、その部分の農地性について申請者に確認したところ、学校農園として利用していたため、生徒が使う農機具を保管しているとのことでした。その回答を受けて申請地の農地性について地元の農地利用最適化推進委員に確認したところ、農地性の判断については、もう一度事前審査会で審議していただきたいとのご回答でした。

案件2についての写真は3枚目のとおりで、雑木や雑草が繁茂しており、直ちに耕作ができる状況であり、申請者代理人に耕作又は保全管理していると見なせる状態に戻すよう事務局より指導しております。本日、申請者代理人より一部草刈をしたとの連絡がありました。全体の草刈が終わるまでは、まだもう少し時間がかかるとのことでした。

案件1と2については以上です。

続きまして、議案書3ページから4ページにまたがります案件3は、仁井田、畠、 $884\text{ m}^2$ 外2筆、合計 $3,112\text{ m}^2$ を譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は高知市と土佐市に所有している農地を全て耕作又は保全管理しており、申請地ではドクダミを栽培する予定で、将来的には上部に営農型太陽光発電施設の設置を計画しているとのことです。

土佐市の農地について耕作状況を照会したところ、耕作不利地を除いて全て耕作又

は保全管理されているとの回答を得ています。

栽培予定のドクダミは耕作条件をあまり問いませんが、適度な水が必要なため、譲受人が土佐市で経営する運送会社が所有しているトラック及び散水車を利用して運搬してくるとのことです。

農機具については、トラクターなど10台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているほか、農業従事者1名を雇用しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、ドクダミは雑草が繁茂するのを抑えるほど繁殖力が強く、基本的に農薬を必要としませんが、使用する場合は地域の防除基準に従うこととし、また、ドクダミ自体の隣地への伸張は、柵板などを設置して防ぐため、影響は少ないと考えるとのことです。

なお、ドクダミの栽培については、徳島県に本拠地を置く「あたらしや」という会社の子会社である「あたらしやアグリバイオ」という会社がノウハウを持っており、ドクダミを使った健康食品等の開発・販売も行っており、ドクダミの買取りもしてくれるとのことです。

続きまして、議案書4ページの案件4から議案書5ページの案件6については、第3号議案でご説明いたします営農型太陽光発電施設の設置について、パネル部分の区分地上権を設定する内容の申請となっております。

こちらにつきましては、営農型太陽光発電施設設置にかかる転用申請と同時許可となり、また、審査内容につきましても転用申請の内容と深くかかわってまいりますので、後ほど、第3号議案のご説明の中で一括してご説明し、ご審議をいただくようお願いいたします。

続きまして、案件7は、前回の第65回農地総会でご審議いただきましたが、申請地の草刈りが完了していなかったことから、保留となっていた案件です。

農地総会の後、申請者代理人より草刈が完了したとの連絡がありましたので、11月16日に事務局で現地の確認を行い、草刈が完了していることを確認しております。

それでは、案件の説明に戻ります。

案件7は、久礼野、登記地目田、現況畝、1,079m<sup>2</sup>を譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作又は保全管理しており、申請地では栗を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど11台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えることです。

続きまして、案件8は、春野町西分、畠、 $1,547\text{ m}^2$ 外1筆、合計 $3,830\text{ m}^2$ を譲受人の経営拡大のため、贈与により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

なお、譲受人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書及び別添資料によりますと、譲受人は父の農業を手伝い、相続後も露地野菜を自作しているとのことで、今回の申請地では露地野菜を耕作し収穫量の増加を図り、今後も引き続き農地として適正に耕作管理していくとのことです。

農機具については、耕耘機など2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻と共に農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、影響はないと考えることです。

なお、議案書に記載されておりますとおり、譲受人の経営面積は現在 $887\text{ m}^2$ ですが、本案件が許可となりますと経営面積は合計 $4,717\text{ m}^2$ となり、下限面積要件を満たすこととなります。

続きまして案件9は、春野町甲殿、田、 $915\text{ m}^2$ を譲受人の経営農地に隣接している耕作便利のため、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑に塗った所が譲受人の経営農地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、農用自動車を1台所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているほか、長女夫婦も農作業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周辺地域の農地の耕作条件に合わせるので、特に影響はないと考えることです。

なお、議案書に記載されておりますとおり、譲受人の経営面積は現在 $3,569.88\text{ m}^2$ ですが、本案件が許可となりますと経営面積は合計 $4,484.88\text{ m}^2$ となり、下限面積要件を

	<p>満たすこととなります。</p> <p>以上、案件1と案件2については、申請地の農地性が認められる状態になれば、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>それ以外の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認いただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>案件4から案件6は、第3号議案の関連案件と合わせて審議するということですでの、それ以外の案件を審議いたします。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。第一事前審査会の、加藤委員長から報告をお願いいたします。</p>
加藤委員	<p>案件1、案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、現地の農地性が確認できないため、申請者に是正を指導し、今月は保留とするのが妥当であるという結論になりました。</p>
議長	<p>続いて第二事前審査会の、森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>続いて第三事前審査会の、中島正根副委員長から報告をお願いいたします。</p>
中島（正）委員	<p>案件7については、担当区域の農地利用最適化推進委員から、草刈りができるという報告があり、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>続いて第四事前審査会の、川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>案件8と案件9については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の報告を踏まえて審議し、許可相当であると認めました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見や、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>（意見・質問なし）</p>
議長	<p>他にご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p>
	<p>案件1と案件2については、申請地の農地性に問題があるとのことです。このため、案件1と案件2については、来年の1月6日までに是正をするよう指導して、今月は保留とすることとします。</p>

	<p>また、案件3と案件7から案件9につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の件です。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>今月は全体で1件の申請が出されております。</p> <p>議案書は8ページをご覧下さい。</p> <p>案件1は、針木西、田、1,064 m<sup>2</sup>外1筆、合計1,844 m<sup>2</sup>を浄化排水施設に転用するという申請です。</p> <p>現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑に塗った所が一体利用地の牧場です。</p> <p>農地の区分につきましては、令和4年1月13日付けで農用地区域から農業用施設用地への軽微な変更を受けております。</p> <p>それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしました①と書かれた資料をご覧ください。</p> <p>事業計画書によりますと、申請人の法人は現地で酪農の経営をしており、現在使用中の浄化槽は設置から18年が経過し老朽化が進んだため、新しい浄化施設が必要となり、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>造成計画については、50cmを超える造成は行わず、通路部分はコンクリート舗装、浄化施設以外は土のまま整地のみ行うとのことです。</p> <p>続きまして資料2枚目の排水計画をご覧ください。</p> <p>進入路については、南側にある所有地に通路を設置する計画とのことです。</p> <p>雨水及び浄化槽からの排水については、敷地内に新設する水路と排水管を経て東側の既設水路を通り、北側にある耕地課管理の水路へ放流する計画としております。排水同意については協議中とのことです。</p> <p>申請地周辺の状況については、東側は一体利用地の牧場、西側は同意書取得済みの農地、北側と南側は山林となっております。</p> <p>添付書類については、法人定款の写しと申請人名義の資金証明書類が添付されており、今回の転用に必要な資金を貯えることを確認しております。</p> <p>土木委員の意見については、放流先の川の水質が悪化しないように配慮をしてほしいとのことでした。</p> <p>事前審査会後に申請者代理人に放流する水の水質について聞き合せたところ、放</p>
--	--

	<p>流する水の水質については保健所で基準があり、今回浄化施設を新しくすることでその基準を満たすようになる見込みであるとのことでしたので、ご報告いたします。</p> <p>以上で、第2号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一事前審査会です。第一事前審査会の、加藤委員長から報告をお願いいたします。</p>
加藤委員	<p>案件1については審議の中で、排水先の水路が、いの町に流れているので、水路の水質が悪化する恐れがないかというご心配の声があり、水質悪化の恐れがないと認められれば許可相当という結論になりました。</p>
	<p>事務局からの説明では、排水の水質については保健所の基準に適合するものになる見込みということですので、特に皆さんからの異議がなければ、問題はないものと判断します。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
大野委員	<p>排水基準ですが、これについては家畜の糞尿等の排水基準に該当しますか。排水基準というのは何の基準をもって排水基準というのでしょうか。</p>
竹内係長	<p>こちらの方で聞き合わせる内容は保健所の基準があって、そこに下回るという形だけしか聞き取ってないので、基準の中身、どういった基準であるのかというのは残念ながらまだ聞けてないです。</p>
大野委員	<p>また確認しておいてくれますか。</p>
竹内係長	<p>分かりました。</p>
大野委員	<p>家畜の糞尿排水基準というのが別途あったと思います。詳しくは分かりませんが。</p>
竹内係長	<p>分かりました。確認をしてまた詳しいことが分かればご報告します。</p>
議長	<p>他にご意見、ご質問はないでしょうか。</p>
委員	<p>(意見・質問なし)</p>
議長	<p>他にご意見やご質問がないようですので審議を終わります。</p>
	<p>案件1については、農用地区域内の農地であるため、「許可相当」との意見を付して、県ネットワーク機構に諮問したのち、申請書を県知事に送付することとしますが、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>そのように決定いたします。</p>
	<p>続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件です。合わせて、第1号議案で審議を後に回しました、案件4から案件6についても審議いたします。</p>
	<p>事務局より説明をお願いします。</p>

柏井主任	<p>今月は、全体で7件の申請が出されております。</p> <p>議案書は11ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、鏡小浜、畠223m<sup>2</sup>を自己住宅に転用するため、所有権を移転するという申請です。</p> <p>現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。</p> <p>農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、甲種、1種、3種、何れの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しております。</p> <p>それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしました②と書かれた資料をご覧ください。</p> <p>事業計画書によりますと、譲受人は現在アパートに居住しておりますが、手狭になってきたため自己住宅の建築を考え、子育てなどの将来的なことも考慮し、申請地を選んだとのことです。</p> <p>続きまして2枚目の土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>転用計画は、建築面積62.10m<sup>2</sup>の木造2階建住宅1棟、駐車場2台分、駐輪場、物干し場などに転用する計画となっております。</p> <p>造成計画については整地を行い、駐車場はコンクリート敷きで、その他の部分は砂利敷きとする計画です。</p> <p>進入路については、東側県道と約80cmの段差があるため、最大65cmの盛土をし、その上に碎石を敷き、表層はコンクリート仕上げのスロープを設置する計画としております。</p> <p>排水計画については、生活排水は浄化槽から集水枡へ、雨水は自然浸透及び集水枡へ傾斜を付けて流し、県道内既設排水管へ排水する計画です。排水同意については不要であることを県道路管理課・河川水路課に確認済となっております。</p> <p>申請地周辺の状況については、北側は宅地及び同意書取得済みの農地、東側は県道、南側は宅地、西側は譲渡人所有の雑種地となっております。</p> <p>次に、他法令の手続きとしては、都市計画区域外のため建築確認と開発許可は不要であることを都市計画課に確認済とのことです。</p> <p>その他の添付書類については、申請人名義の通帳の写しと金融機関の融資見込証明願の写しが添付されており、転用に必要な資金が賄えることを確認しております。</p> <p>土木委員の意見については、担当地域の農地利用最適化推進委員に確認したところ、近くに里道や水路がないため、確認不要とのことでした。</p> <p>なお、事前審査会で都市計画区域外に住宅を建てる際の建築確認は不要かとの質問をいただいたおりましたが、建築指導課に確認したところ、原則不要ではあります</p>
------	--

が、一定規模以上の建築面積であったり、急傾斜地に建築する場合など、都市計画区域外でも建築確認が必要な場合があるので、建築確認の要不については建築指導課へ確認してくださいとのことでしたのでご報告いたします。

続きまして、案件2は、鏡小浜、畠、 $139\text{ m}^2$ を駐車場及び倉庫に転用にするため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No.11をご覧ください。ピンクの部分が申請地、緑に塗ったところが一体利用地の譲受人の自宅兼学習塾です。

農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、甲種、1種、3種、何れの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしました③と書かれた資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、譲受人は現在、申請地の隣地で児童を対象にした学習塾を経営しておりますが、塾に通う児童の送迎用の駐車場が50m離れていることから、児童の安全面と学習塾の資料保管用倉庫の設置を目的として、申請地を選んだとのことです。

転用計画は、送迎用の駐車場2台分、 $6.66\text{ m}^2$ の資料保管用の倉庫などに転用する計画となっております。なお、事前審査会の段階では、塾に通う児童の駐輪場を12台分設置する計画でしたが、進入路の確保が難しいことと、資金面の都合で花壇スペースとして利用する計画に変更されております。

造成計画については、整地後に通路と花壇スペースは砂利敷きとし、駐車場はコンクリート敷きとなっております。

進入路は東側県道で、駐車場は県道と2.7mの段差があるため、鉄骨架台を設置して直接乗入れる形とし、資料保管用倉庫は県道から2.7m低い位置にあり、学習塾前の通路を下り学習塾の下にある1階自宅の敷地を通って進入する形となっており、更に2.2m低い位置にある花壇スペースへは、自宅前から通路を下り譲受人所有地を通って進入する形となっております。

雨水の排水については、自然浸透としております。

申請地周辺の状況については、北側は譲渡人所有の農地、東側は県道、南側は宅地及び譲受人所有の雑種地、西側は水路・里道を挟んで宅地となっております。

添付書類は、申請人名義の定額貯金証書の写しがあり、転用に必要な資金が貯えることを確認しております。

土木委員の意見については、担当地域の農地利用最適化推進委員に問い合わせたところ、水路・里道には影響がないため、確認の必要はないとのことでした。

竹内係長	<p>案件2については以上です。</p> <p>11ページの案件3から12ページの案件5は、先ほど審査を後に回させていただきました農地法第3条の案件4から6の関連案件となります。</p> <p>また、3件の申請は、いずれも営農型太陽光発電施設を設置するための一時転用の申請となります。営農型太陽光発電設置のための農地法第5条の許可申請は、高知市では取扱いが初めてとなりますので、最初に制度等についてご説明いたします。</p> <p>本日、机上配布しております、横長の営農型太陽光発電についてという農水省作成の資料と、縦長の営農型太陽光発電施設への農地転用等について、という事務局で作成しました資料をあわせてご覧ください。</p> <p>本日は、実際の申請の審査についてが主となりますので、縦長の資料に基づいてご説明をいたします。横長の資料については、補助的にご確認いただきたいと思いますのでご了解ください。</p> <p>最初に、営農型太陽光発電施設とはという項目を設けております。</p> <p>営農型太陽光発電は、最近はソーラーシェアリングという呼び方もありますが、農地に高い支柱を立てて、その上に太陽光発電のパネルを設置し、下は元のとおり営農を行うような施設を言います。横長の方の資料の2ページ目、3ページ目には、実際の営農型施設の写真が載っておりますので、参考にご覧いただければと思います。</p> <p>営農型太陽光発電施設を設置する場合、転用申請の内容としては、砂利採取などと同様、一時転用という扱いになるため、通常の平置きの太陽光発電施設への転用が許可とならない農用地区域内の農地や、あるいは第1種農地でも許可を得ることが可能となります。その代わりに申請に必要な書類等が多くなり、許可を得ることは難しくなると思っていただいても差し支えないかと存じます。</p> <p>施設としては、パネルの遮光率等については具体的な基準はございませんが、施設の下部に最低2m以上の農作業用の空間を確保しなければならないことと、合わせて下での営農については、太陽光発電施設の設置による収穫量の大幅な低下が起きないよう、毎年、太陽光発電施設が設置されていない場合の80%以上の収穫量を確保できることという目安が定められております。</p> <p>また、発電施設設置者には、最初の収穫年の翌年2月末以降、毎年、下の農地で生産された農作物に係る収穫量等の状況を、農業委員会等の確認を経て許可権者である県知事に提出する義務があり、この報告の結果、その収穫量が上部の発電施設がない場合と比較して8割を切る場合には、県知事より必要な改善措置を講ずるよう指導を行うこととされており、改善が講じられない場合や改善の見込みがないと判断した場合には、県知事は一時転用許可を取り消し、転用者に現地を原状に復させることができます。</p>
------	---

きるものとなっております。

2番目の大項目では、 営農型太陽光発電施設を設置する場合に必要な手続きについてまとめております。

最初にアですが、 営農型の転用申請を行う場合、 国の示した取り扱いとしては、 3年を限度とした一時転用申請とし、 転用面積としては、 支柱等、 直接、 地面に施設が接している部分のみの面積とすること。また、 地域の平均的な単収と比較して2割以上の減収とならないよう義務付けられること。となっております。

また、 イに進んでいただきまして、 太陽光発電施設を設置する者と下で営農を行うものが異なる場合には、 支柱部分以外の農地部分についても区分地上権を設定するための農地法第3条許可申請を同時に行うこと。という取り決めがあります。

区分地上権は、 空中、 あるいは地下などについて、 工作物を設置するための権利を言いますが、 例えは四国電力の電線が民地の上を通るような場合に、 空中に権利を設定するような場合が代表的な例となります。

空中を占有するだけで、 耕作を行うわけではありませんので、 この場合、 通常の3条許可で必要とされる下限面積等の許可要件は不要となり、 農家ではない個人や一般の企業であっても申請が可能となります。

また、 周辺農地への悪影響等については転用申請の中で審査されることと、 転用の許可と同時許可となるため、 この3条申請については、 5条の転用許可の内容について審査を行えば必要十分であるということが言えます。

ウとして、 その他の法令に基づく許可をいくつかあげております。代表的なものとして、 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、 通称FIT法と呼ばれます、 この法律に基づいて、 経済産業省から設備認定を受けることが必要です。また、 他に四国電力に電力受給の申し込みを行うことなどをあげておりますが、 もちろん、 一般的の転用と同様に、 例えは道路の工事が必要であればそのための申請等、 関連する申請は必要となります。なお、 営農型に限らず太陽光発電施設は工作物扱いで建築物には該当しないため、 都市計画法の開発許可は必要とはなりません。

次の大項目で、 転用許可申請の際の注意点をいくつか挙げております。

許可の基準としては、 通常の転用許可申請の基準以外に下部の農地において、 適切な営農が継続できるかどうかの判断資料として、 A、 営農型発電設備の設計図、 B、 下の農地における営農計画書、 C、 発電設備による下の農地における営農への影響の見込み及び、 その根拠となる関連データまたは必要な知見を有する者（普及指導員、 試験研究機関、 設備の製造業者等）の意見書、 D、 もし8割の収穫量を確保できず施

設を撤去することとなった場合には、撤去費用をだれが負担するかについての土地所有者と設置者との合意書が添付されていなければなりません。

なお、今回は高知市農業委員会でも営農型太陽光の転用許可申請を扱うのが初めてということもありますので、あらかじめ県農業基盤課と協議をしましたが、審査のポイントとしましては、県内でもドクダミの栽培実績が少ない中で、申請者があげている8割の基準となる収量の妥当性をどのように判断するかではないかという県の意見です。

この点については、県農業振興センターとの連携を図る等により、県も審査を行いたいということですが、なお、農業委員の皆様のご意見もおうかがいしたいことです。

また、ご説明の中で申し上げました通り、営農型太陽光施設の転用申請は一時転用となり、下部の8割の収量が確保できない場合には、県知事は許可の取消あるいは3年後に再申請を行う際に許可をしないことで、転用者に施設の撤去の義務が生じますけれども、実際の運用の上では、高知県では許可取消、再申請の不許可に至った事例はないとのことですので、申し添えます。

以上の点に基づきまして、今回の申請についてご説明してまいります。

なお、県より申請書の面積計算の方法について指導があったため、事前審査会の議案書から若干、面積が変わっておりますことをご了承ください。

議案書は11ページの案件3は、仁井田、畠、 $1,594\text{ m}^2$ の内 $7\text{ m}^2$ 外3筆、合計、 $8,737\text{ m}^2$ の内 $9.45\text{ m}^2$ について、営農型太陽光発電施設の支柱等を設置するため、許可日から3年間、一時転用する内容の申請となっております。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクで塗った部分が筆の全体となっております。転用部分が支柱654本分等となりますので、図の中で転用部分を示すことが困難ありますが、筆の中に等間隔で転用部分があるものとご理解下さい。

農地の種別につきましては、農振農用地区域内の農地となります、一時転用の申請となるため、不許可の例外に当たると判断しております。

事業計画等のご説明をいたしますので、本日机上配布しております、右肩に④と書いている資料をご覧ください。

事業計画書等によりますと、賃借人となる法人は自然エネルギー等による発電事業等を行う法人となっており、現在、営農型でない野立の太陽光発電施設を複数所持している中で、申請地については営農型により発電事業を行いたいとのことです。

また、申請地を選んだ理由としては、新規に営農型太陽光発電施設の設置を計画をしている中で、申請地が適地であり管理も集中して行えるため、申請地を選んだとの

ことです。

現地について嵩上げ等は行わず、申請地南側の県道より進入する計画です。

資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。申請地内に点が打ってありますが、この部分に654本の支柱を打ち込み、その上部に太陽光発電パネル1,728枚を設置する計画となっております。

営農型発電設備の設計図によりますと、パネルの下部には2mの地上高を確保する計画です。

営農計画書等によりますと、下部での営農につきましては賃貸人がドクダミの栽培を行う計画であり、収穫ができるようになる2年目以降、10a当たり約900kgの収穫を予定しているとのことです。

収穫したドクダミについては、ドクダミを原料とした健康食品等を製造、販売している、あたらしやアグリバイオという企業に販売する計画となっております。なお、あたらしやアグリバイオでのドクダミの葉の買取価格は、kg当たり600円とのことです。

申請者によりますと、ドクダミは幅広い環境に適応し、水やり、肥料はほとんど必要とせず、土質も選ばずに育てることができるため、太陽光パネルの下部においても、平均的な単収の8割以上の収穫が見込めると考えることです。

また、知見を有する者の意見書として、北近畿太陽光発電普及促進協会という団体より、徳島県阿波市での栽培実績データを根拠資料として、地域平均単収の8割以上の収穫が得られると思われる旨の意見書が添付されております。

被害防除計画として、排水については生活排水は発生せず、雨水については現地は砂地であるため、自然浸透により排水することです。

添付書類として、東側、及び西側に2枚畑があるうち、南側の農地所有者からの覚書付の同意書が提出されております。また、西側の畑の内、北側については休耕中であり、所有者と連絡が取れていないことから、被害防除計画が提出されております。

被害防除計画書によりますと、パネルの架台は隣地との境界から約4～5mほどの離隔距離を置き、また、施設は最大で約3.5mの高さを予定しているため、日照、通風、通行について支障が出る恐れはないと考えることです。排水については雨水のみであり、自然浸透により処理しますが、整地の段階で中央部に向かって傾斜をつけて整地し、周辺農地に雨水が流出しないよう配慮することです。また、地元での説明会で懸念の声があった砂の出入りについては、柵板等の見切りの設置を行い、隣接地と申請地の相互に土砂の流出がないよう配慮するほか、雑草対策、災害に対する施設の強度対策、農薬の使用等については添付資料のとおりです。

なお、地元の土木委員さんの意見としましては、隣接する市道については幅員が狭いので、フェンス等の構造物を設置する場合は、ある程度引いて車の通行に支障を来たさないよう配慮をお願いしたいとのご意見を事務局で確認しております。現在、フェンス設置は計画に入っておりませんが、このことについては申請者にお伝えして了解いただいております。

その他、資金証明等の添付書類については添付されております。

関連する申請としてパネル部分の区分地上権を設定するため、農地法第3条許可申請が提出されており、議案書4ページから5ページにまたがって、第1号議案の案件5として内容を記載しております。

案件5の内容としては、仁井田、畠、 $1,593\text{ m}^2$ の内、 $895.22\text{ m}^2$ 外3筆、合計 $8,737\text{ m}^2$ の内 $4,890.44\text{ m}^2$ について、区分地上権を設定するというものとなっております。なお、区分地上権を設定する面積は、太陽光パネルを上部に設置する部分のみの面積でございます。

他法令については、農振法関係では農用地区域内の土地となっておりますので、農業振興地域整備計画の達成に支障がないか、高知市農林水産課に確認しましたところ、11月22日付で、「転用面積は必要最小限とし、事業の実施に当たっては周辺農地等に支障がないようにすること。また、期間終了に当たっては、速やかに原状に復すること。」との回答を得ております。

次に、議案書は12ページの案件4は、仁井田、畠、 $1,007\text{ m}^2$ の内 $0.25\text{ m}^2$ 外2筆、合計、 $2,654\text{ m}^2$ の内 $2.38\text{ m}^2$ について、営農型太陽光発電施設の支柱等を設置するため、許可日から3年間、一時転用する内容の申請となっております。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクで塗った部分が筆の全体となっております。転用部分が支柱154本分等となりますので、図の中で転用部分を示すことが困難ですが、筆の中に等間隔で転用部分があるものとご理解下さい。

農地の種別につきましては、農振農用地区域内の農地となります、一時転用の申請となるため、不許可の例外に当たると判断しております。

事業計画等のご説明をいたしますので、本日机上配布しております、右肩に⑤と書いてある資料をご覧ください。

なお、先程と重複する説明については省略いたします。

事業計画書によりますと、現地については嵩上げ等は行わず、申請地北側の県道より進入する計画です。

資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。申請地内に点が打ってありますが、この部分に154本の支柱を打ち込み、その上部に太陽光発電パネル1,012枚を設置す

る計画となっております。

営農型発電設備の設計図によりますと、パネルの下部には2mの地上高を確保する計画です。

営農計画書、被害防除計画の内容については、案件3の説明と重複しますので、説明を省略いたします。

添付書類として、県道を挟んだ北側以外に隣接農地はなく、北側の農地との間にある県道は約12mの幅員があるため、被害を及ぼす恐れはないと考えることです。

なお、地元の土木委員さんの意見としましては、特に問題ないとのご意見を事務局で確認しております。

その他、資金証明等の添付書類については添付されております。

関連する申請として、パネル部分の区分地上権を設定するため、農地法第3条許可申請が提出されており、議案書4ページに第1号議案の案件4として内容を記載しております。

案件4の内容としては、仁井田、畠、1,007m<sup>2</sup>の内、446.46m<sup>2</sup>外2筆、合計2,654m<sup>2</sup>の内1,177.33m<sup>2</sup>について、区分地上権を設定するというものとなっております。

他法令については、農振法関係では農用地区域内の土地となっておりますので、農業振興地域整備計画の達成に支障がないか、高知市農林水産課に確認し、案件3と同様の回答を得ております。

次に、案件5は、仁井田、畠、4,791m<sup>2</sup>の内6.45m<sup>2</sup>外1筆、合計5,488m<sup>2</sup>の内6.63m<sup>2</sup>について、営農型太陽光発電施設の支柱等を設置するため、許可日から3年間、一時転用する内容の申請となっております。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクで塗った部分が筆の全体となっております。転用部分が支柱386本分等となりますので、図の中で転用部分を示すことが困難ですが、筆の中に等間隔で転用部分があるものとご理解下さい。

農地の種別につきましては農振農用地区域内の農地となります、一時転用の申請となるため、不許可の例外に当たると判断しております。

事業計画等のご説明をいたしますので、本日机上配布しております、右肩に⑥と書いている資料をご覧ください。

なお、先程と重複する説明については省略いたします。

事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由としては、新規に営農型太陽光発電施設の設置を計画をしている中で、申請地が適地であり管理も集中して行えるため、申請地を選んだとのことです。

現地については嵩上げ等は行わず、申請地南側の市道より進入する計画です。

柏井主任	<p>資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。申請地内に点が打ってありますが、この部分に386本の支柱を打ち込み、その上部に太陽光発電パネル1,012枚を設置する計画となっております。</p> <p>営農型発電設備の設計図によりますと、パネルの下部には2mの地上高を確保する計画です。</p> <p>営農計画書、被害防除計画の内容については、案件3、4の説明と重複しますので、説明を省略いたします。</p> <p>添付書類として、西側、北側の農地所有者からの覚書付の同意書が添付されております。東側の農地所有者からは、スリップス等の害虫の被害を受ける恐れがあるとして同意がいただけなかつたため、被害防除計画が提出されております。</p> <p>被害防除計画の内容としては案件3でご説明した内容と同一となっておりますが、同意のない隣地の方の懸念である害虫被害については、「ドクダミについては、病害虫の発生は少ないため農薬等の薬剤散布は検討していない。徳島県を中心に四国地方で60か所以上ドクダミの営農を行っている農業生産法人では、木酢を使用する程度との回答を得ている。定期的な巡回を行い、病害虫の発生があった場合には、初期対応により影響を最小限に努める。また、農薬の使用が必要になった場合、隣地農家と種類、日程を相談の上使用を行う。」という内容となっております。</p> <p>なお、地元の土木委員さんの意見としましては、隣接する市道については幅員が狭いので、フェンス等の構造物を設置する場合は、一定程度引いて車の通行に支障を来たさないよう配慮をお願いしたい、とのご意見を事務局で確認しております。</p> <p>その他、資金証明等の添付書類については添付されております。</p> <p>関連する申請として、パネル部分の区分地上権を設定するため、農地法第3条許可申請が提出されており、議案書5ページに第1号議案の案件6として内容を記載しております。</p> <p>案件6の内容としては、仁井田、畑、4,791m<sup>2</sup>の内2,493.88m<sup>2</sup>外1筆、合計5,488m<sup>2</sup>の内2,864.08m<sup>2</sup>について、区分地上権を設定するというものとなっております。</p> <p>他法令については、農振法関係では農用地区域内の土地となっておりますので、農業振興地域整備計画の達成に支障がないか、高知市農林水産課に確認し、案件3、4と同様の回答を得ております。</p> <p>以上、第3号議案の案件3から5及び第1号議案の案件4から案件6についての説明を終わりまして、案件6以降について担当から説明いたします。</p> <p>続きまして、議案書12ページの案件6と議案書13ページの案件7は、貸人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。</p>
------	---

大津甲、田、 $1,232\text{ m}^2$ の内  $462.47\text{ m}^2$ を分家住宅に転用するため、各案件の借人2名が持分2分の1ずつ使用貸借権を設定する申請となっております。

なお、案件6と7の借人は夫婦であり、案件6の借人が貸人の子に当たります。

現地案内図はNo.12をご覧ください。赤線が申請地の筆の形状を示しており、ピンクに塗った所が申請地の部分です。

農地の区分につきましては、農用地区域に指定されておらず、JR 大津駅から300m以内にある農地のため、第3種農地と判断しております。

それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしております⑦と書かれた資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由として、借人は現在、借家住まいをしており、手狭となってきたことと家族間の相互扶助等を考慮し、実家に隣接した母所有の申請地を選んだとのことです。

続きまして、2枚目の土地利用計画図をご覧下さい。

転用計画としましては、2階建て住宅1棟及び自家用駐車場2台分と来客用駐車場2台分、北側の申請地残地への農機具の乗り入れのための通路等を設置する計画で、進入路については申請地南側の市道から幅4mの進入路を設ける計画となっております。

造成計画については、南側市道の高さに合わせるため35cmから50cm程度の盛土を行い、整地計画については建物周辺と駐車場部分及び北側の申請地残地への乗り入れ部分についてはコンクリート舗装をし、進入路及び残地への通路の部分は碎石敷きとする計画です。

排水計画については、生活排水は住宅南側に設置する合併浄化槽から申請地東側に新設する排水路に接続し、南東に隣接する貸人宅地東側の既設水路を経由して、市道に埋設された貸人所有の既設排水管を通じて市道南側の水路に排水する計画です。雨水については西側に傾斜を付け、申請地西側に新設する排水路から南側市道に埋設する排水管を通じて市道南側の水路へ排水し、一部は生活排水と同様に東側の新設排水路から貸人宅地東側の排水路を経由して市道南側水路に排水する計画となっており、水路管理者である高知市耕地課の排水同意書が添付されております。また、1次放流先である貸人所有の排水路への排水同意書が添付されております。

続きまして、申請地周辺の状況についてご説明します。申請地北側は申請地残地の田、西側と東側は田、南側は貸人所有の宅地及び市道及び水路を挟んで田となっており、西側の田の所有者及び南側の田の所有者と耕作者からの同意書が添付されております。東側農地については、同意書が得られなかつたため、資料4枚目の左側の申述

	<p>書の中段に承諾を頂くことができない理由が記載されております。承諾書への承諾はこれといって理由はありませんが、署名捺印をしたくないとの理由で承諾をいただくことができなかつたとのことで、資料右側の被害防除計画が提出されております。</p> <p>被害防除計画によりますと、日影対策として、東側農地から引いて住宅を建築する予定で、資料5枚目に添付しております日影図のとおり、東側の田に特に影響はないと考えることです。</p> <p>風害対策については、一帯は水田が広がる平野で特に風の影響がないことです。</p> <p>水害対策としては、申請地の雨水及び合併浄化槽の汚水は既設水路及び進入路の水路を通じて市道南側の水路に排水する計画で、周辺農地に影響はないと考えることです。</p> <p>土砂汚泥対策としては、開発許可に基づく宅地計画をもとに施工計画をしており、外周にコンクリート壁、道路側溝、宅地内排水路を整備する計画で、盛土の高さも50cm位としているので、周辺への影響はないと考えることです。</p> <p>被害防除計画については以上です。</p> <p>続きまして、他法令の手続きとして、分家住宅のため開発許可申請については申請準備中となっております。</p> <p>続きまして、その他の添付書類についてご説明します。</p> <p>資金証明書類については、借人名義の金融機関の通帳の写し及び融資見込証明書が添付されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。</p> <p>土木委員の意見については、特に意見はないとのことでした。</p> <p>以上で、第3号議案の説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三事前審査会です。第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。
加藤委員	案件1と案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	続いて第二事前審査会の、森田委員長から報告をお願いいたします。
森田委員	案件3から案件5については、もし病害虫などが発生した場合には、転用者及び耕作者が責任をもって対応するという内容の覚書を、隣地の所有者と取り交わしており、同意がもらえていない隣地についても同様に対応することですので、それを踏まえて、許可相当と判断しました。また、関連する3条許可についても、同様に許可相当と判断しました。
議長	続いて第三事前審査会の、中島正根副委員長から報告をお願いいたします。
中島（正）委員	案件6と案件7については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏

	まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願ひします。
大野委員	この下部の農地における営農計画書、あるいはCの下部の農地における営農への影響の見込みと必要な知見を有する者の意見書、これについて提出されているわけですが、県の意見のように、やはり県内の知見、これを求めるべきではないかと思います。と言いますのも、今、農業会議でも各市でやっております、営農型太陽光発電の審査をしておりますが、その中でも、そういう話が出ております。知見のある者が、県外の者で果たしていいのだろうかと。やはり地域の者の知見を求めるべきではないかと。審査の中でそのような意見が出ております。それが県の方に回って、評価が出る訳であるので、やはりそういう方向性をきっちりと持っているべきではないかと、自分自身も思っております。そういうことでないと、高知市から申請が上がってきたということで、また、農業会議の方でも議論になろうかと思いますけども、できれば県の意見のように高知県内の知見のある意見書を添えてもらいたい。というふうに私は思っております。
議長 竹内係長	ただいま会長からご意見が出されましたけれども、事務局から何かありませんか。今、県の振興センターも入れて申請者の方から問い合わせをしてもらった、ということなんですねけれど、実はドクダミ、高知県内で実際のデータとして、提供できるようなまとまったものがない、ということでございます。意見書等につきましても元になるデータがないので、責任を持ってこれって言えるものがないので提供ができないです。ということでございました。
	一応、徳島県の方及びこのデータの元になっている徳島県阿波市の方には高知県農業会議を通じて特に問題等ないですか。ということで照会はしていただきまして、病虫害につきましては、こちらは周りがハウスでなくて田であるということもひょっとしたらあるかも知れませんが、問題は出でないです。ということでございますので、参考に報告させていただきます。
議長 大野委員	ただいま事務局より報告がありましたが、会長は何かありませんか。県内は当然ドクダミというものはないだろうと、知見もないだろうと、いう予測はしておりましたが、それで、はたして今後どうなっていくのか、やはり心配する部分があります。2年目から通常の収量の収穫があると言うような話でございますが、3年経った後で判断することになるしかないのかなという気もありますので、その辺のところは、農業会議で話をして止むを得ないという判断になれば、もうそれでいいのではないかと、いう風には思います。

議長	他にご質問はございませんでしょうか。
中島(正)委員	質問構いませんか?
議長	どうぞ。
中島(正)委員	この営農型太陽光発電は高知県内はあまりないですか。
大野委員	あります。ニンニクとかセンリョウでやっているところがあると思います。
竹内係長	シキミ、サカキもあります。
中島(正)委員	転用したら固定資産税はどうなりますか。
竹内係長	転用はあくまで支柱の部分だけですので、分離課税ということにはなろうかと思いますが、基本的には農地課税のままという形になります。
中島(正)委員	売電の利益がどれほどのものかは分かりませんが、ドクダミの買取単価で、投資に対する回収が見込めるのでしょうか。
大野委員	営農型太陽光の場合、売電が収入の多くを占めております。下部はそこそこの収量があれば良いというつもりであろうと思います。
竹内係長	説明の中でも申し上げましたとおり、買取価格としては平均でkgあたり600円で、反あたりで900kgは採れるということですので、反あたり54万円の売価があると、それに対してかかる費用というところにつきましては詳細な計算は記載されておりませんけれども、それほど手間がかからない作物であるのでということでございますので、参考にお考えいただけたらと思います。
前田委員	もの凄くいい話だと思いますから、全部読んでみるとかなり普及してるように思いますが、どれくらい全国であるんですか、このドクダミ。
竹内係長	ドクダミでやってるところはまだ少ないと思います。徳島県の会社がやってるところが殆どと思いますので。
前田委員	その面積分かりませんか。
竹内係長	面積は数値としては頂いてないです。申し訳ありません。
前田委員	もの凄くいい話、絶対。これが本当の話ならかなり広がってくると思うけど。
大野委員	後ですね。今日の3条申請は、そのうちまた営農型をやるという話でしたが、また来月出てくるんでしょうか。
竹内係長	恐らくそうなると思います。というのが、昨年ですか、研修会やって清水市議さんに来ていただいて電力の買取りについてご説明いただいたことがあったんですけど、その中で出てましたけど、この設備認定を受けて、認定を受けたままで設置しないという会社が結構あると、それにより電力の逼迫みたいなこともあるので、設備認定に執行期間、何年か経ったらもう認定切れですよという期間を設けるという制度が2022年(令和4年)から始まりました。なので、2019年の4月1日以前に設備認定を受けて

	<p>いる施設につきましては 2023 年 3 月 31 日までに許可を取って施設を設置しなければ施設の認可が切れますよという話になっております。</p> <p>この仁井田地区につきましては、今回申請が出ている 3 件及び今回 3 条が出ている 1 件と実はもう 1 カ所あるんですけど、そこは 2016 年に施設認定を取っておりますので、3 月 31 日までに許可が出なければ設備の認定が失効するという形になります。このため、申請者としてはそれに間に合わせたいということあります。</p>
議長	<p>大変、議論する部分は出てくるとは思いますけど、他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わりたいです。</p>
委員長	(意見・質問なし)
議長	それでは審議を終わります。
委員長	<p>案件 3 から案件 5 については、農用地区域内の農地であるため、「許可相当」との意見を付して県ネットワーク機構に諮問したのち、申請書を県知事に送付することとし、また、第 1 号議案の案件 4 から案件 6 については、5 条許可の申請が許可になった場合には同日に許可することとします。また、それ以外の案件については、「許可相当」との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委員長	(異議なしの声あり)
議長	そのように決定いたします。
竹内係長	<p>続きまして、第 4 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画の件を議題といたします。</p> <p>今月は、所有権移転、貸借権設定、中間管理権設定がありますが、全て一括して審査いたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
柏井主任	<p>説明に入ります前に、先程の 5 条の分ですけれども、太陽光発電につきましては収量の部分につきまして会長の方からも、高知県内の収量のデータがあればそれを参考にしていただきたいというご意見がありましたので、こういった部分につきましては、県の方にも申し伝えをさせていただきますので補足をさせていただきます。</p> <p>①所有権移転。</p> <p>今月は全体で 1 件の申請が出されております。</p> <p>それでは議案書 16 ページに、所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>今月は、所有権の移転をする者が 1 人で、所有権の移転を受ける者が 1 人、所有権移転を行う農地は田が 3 筆で 1,004 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆で 195 m<sup>2</sup>です。</p> <p>それでは、案件の説明をいたしますので、議案書 17 ページをご覧ください。</p>

案件1は、春野町弘岡上、田、208m<sup>2</sup>外3筆、合計1,199m<sup>2</sup>を売買により所有権を移転するものです。

なお、譲受人の法人は農地所有適格法人の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。

当案件は、令和4年8月17日に譲渡人より売りたいとの申出があり、令和4年10月24日にJA高知県春野支所で、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとまりました。

なお、議案書に記載している金額は、売買価格を1反あたりの価格に割り戻した額となっております。

①所有権移転については、以上です。

続きまして、②貸借権設定についてご説明いたします。

議案書は19ページをご覧ください。

今月は35件の申請が出されており、利用権の新規設定が8件、更新設定が27件となっています。

議案書20ページに、貸借権設定の総括表を掲載しておりますのでご覧ください。今月は、利用権を設定する者が35人で延べ39人、利用権の設定を受ける者が21人で延べ39人となっております。

土地の内訳は、田が120筆で76,670.98m<sup>2</sup>、畑が3筆で2,568m<sup>2</sup>、合計123筆で79,238.98m<sup>2</sup>です。

設定の内訳は、新規設定が42筆で28,513.87m<sup>2</sup>、更新設定が81筆で50,725.11m<sup>2</sup>となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。

議案書は25ページをご覧ください。

なお、利用権設定の開始日は、全て令和5年1月1日となっております。

議案書26ページにまたがります案件7は、高須、田、595m<sup>2</sup>外9筆、合計8,756m<sup>2</sup>を5年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書27ページの案件9は、布師田、田、726m<sup>2</sup>を5年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書31ページの案件16は、布師田、田、861m<sup>2</sup>を10年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、案件17は、布師田、田、398m<sup>2</sup>外1筆、合計1,494m<sup>2</sup>を10年間貸す

という賃貸借権の新規設定です。

なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書 33 ページから 34 ページに跨ります案件 20 は、大津甲、田、594 m<sup>2</sup>外 19 筆、合計 11,880 m<sup>2</sup>を 3 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

議案書は 39 ページをご覧ください。

案件 30 は、春野町弘岡下、登記地目畠、現況田、680 m<sup>2</sup>外 5 筆、合計 2,566.87 m<sup>2</sup>を 3 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。なお、借受人の法人は農地所有適格法人の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書 40 ページの案件 31 は、春野町西分、田、1,144 m<sup>2</sup>を 5 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして案件 32 は、春野町芳原、田、1,086 m<sup>2</sup>を 3 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

なお、議案書 40 ページの案件 31 の申請地は、別の方と賃借権を設定しておりましたので、農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約通知を提出して解約手続きをしております。合意解約通知については、後ほど議案外の案件としてご報告いたします。

②賃借権設定については以上です。

続きまして、農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受ける件について、ご説明いたします。

議案書は 44 ページをご覧ください。

今月は 1 件の申請が出されており、新規設定の案件となっております。

それでは議案書 45 ページに、中間管理権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。

今月は、利用権を設定する者が 1 人で、利用権の設定を受ける者が 1 人となっております。

土地の内訳は、田が 3 筆で 1,748 m<sup>2</sup>です。また、設定の内訳を見ますと、新規設定が 3 筆で 1,748 m<sup>2</sup>となっております。

期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。

それでは、案件の説明をいたします。議案書は 46 ページをご覧ください。

案件 1 は、大津乙、田、466 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計 1,748 m<sup>2</sup>を令和 5 年 1 月 1 日から 5 年間公社が借り受けるという賃貸借権の新規設定です。貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定であるとのことです。

以上、更新の案件も含め計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化

	<p>促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>全ての案件につきまして、本会で計画が妥当なものと決定されると、令和5年1月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第4号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三、第四事前審査会です。第三事前審査会の、中島正根副委員長から報告をお願いいたします。</p>
中島(正)委員長	<p>貸借権設定の案件1から案件24、中間管理権設定の案件1について、計画を妥当なものと認めました。</p>
議長	<p>次に、第四事前審査会の、川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>所有権移転の案件1、貸借権設定の案件25から案件34について、計画を妥当と認めました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p>
委員	<p>審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>(意見・質問なし)</p>
委員	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p>
議長	<p>全ての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>全ての案件について、計画を妥当なものと決定いたします。</p>
柏井主任	<p>第5号議案、農用地利用集積計画変更の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>今日は全体で4件の申請が出されております。</p> <p>議案書49ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、針木西、畠、647m<sup>2</sup>外2筆、合計4,437m<sup>2</sup>に平成27年4月6日に開催されました第699回農地総会にてご審議いただき、平成27年5月1日に公告されました利用権設定の計画について、利用権の種類を賃借権から使用貸借権に変更したいという内容で申し出があったものです。</p> <p>議案書では、変更後の計画欄にグレーで塗っている部分が変更箇所となっております。</p> <p>続きまして、議案書50ページの案件2は、春野町弘岡中、田、849m<sup>2</sup>の内557m<sup>2</sup>外2筆、合計1,175m<sup>2</sup>に19年11か月間の賃借権を設定する計画で、令和2年9月7日に開催されました第39回農地総会でご審議いただき、令和2年10月1日に公告されていたものです。</p> <p>本案件は、賃貸人と賃借人の合意のもと、存続期間を2年3か月に変更することと</p>

	<p>なり，申出書が提出されたものです。</p> <p>続きまして，議案書 51 ページの案件 3 は，春野町弘岡下，田，850 m<sup>2</sup>の内 800 m<sup>2</sup>に 20 年間の賃借権を設定する計画で，令和 2 年 8 月 7 日に開催されました第 38 回農地総会でご審議いただき，令和 2 年 9 月 1 日に公告されていたものです。</p> <p>本案件は，賃貸人と賃借人の合意のもと，存続期間を 2 年 6 か月に変更することとなり，申出書が提出されたものです。</p> <p>続きまして，議案書 52 ページの案件 4 は，春野町西分，田，1,173 m<sup>2</sup>に 5 年間の賃借権を設定する計画で，平成 30 年 3 月 5 日に開催されました第 8 回農地総会でご審議いただき，平成 30 年 4 月 1 日に公告されていたものです。</p> <p>本案件は，賃貸人と賃借人の合意のもと，存続期間を 4 年 9 か月に変更することとなり，申出書が提出されたものです。</p> <p>利用権の変更内容につきましては，法律上，公告等の手続きが定められていないことから，本会で変更が承認されると，本日付で計画が変更されます。</p> <p>以上で，第 5 号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第 5 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一，第四事前審査会です。第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。</p>
加藤委員長	<p>案件 1 については，計画の変更を妥当と認めました。</p>
川澤委員長	<p>次に第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
議長	<p>案件 2 から案件 4 については，計画の変更を妥当と認めました。</p>
委員	<p>事前審査会の報告が終わりました。直ちに審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>(意見・質問なし)</p>
委員長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。計画の変更を妥当なものと決定することに，ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声あり)</p>
柏井主任	<p>計画の変更を妥当なものと決定いたします。</p> <p>議案外の報告を事務局より一括してお願いします。</p> <p>議案外の案件について，まとめてご報告いたします。</p> <p>まず，①農地法第 3 条の 3 の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。議案書は，54 ページの地区別一覧をご覧ください。</p> <p>今月は 3 件の届出が出されており，地区の内訳は，朝倉と春野に跨る案件が 1 件，鏡が 1 件，春野が 1 件となっております。届出の内容につきましては，議案書 55 ペー</p>

ジから 58 ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、②農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は、60 ページの地区別一覧をご覧ください。

今月は 1 件の届出が出されており、地区は大津となっております。届出の内容につきましては、議案書 61 ページをご覧ください。

当該案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、③農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は、63 ページの地区別一覧をご覧ください。

今月は 16 件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が 6 件、旭が 1 件、秦が 1 件、初月が 3 件、三里が 1 件、長浜が 1 件、高須が 1 件、一宮が 1 件、大津が 1 件となっております。届出の内容につきましては、議案書 64 ページから 68 ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

なお、議案書 64 ページの案件 2 につきましては、譲受人を 2 名に変更するため、議案外報告⑦の取消願が提出されております。取消後に提出された 5 条届出が議案書 67 ページの案件 11 と 12 になります。取消願については、後ほどご説明いたします。

続きまして、④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は 70 ページの地区別一覧をご覧ください。

今月は 3 件の通知が出されており、地区の内訳は、長浜が 1 件、春野が 2 件となっております。通知の内容につきましては、議案書 71 ページから 72 ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局長専決処理により通知を受理しております。

なお、議案書 71 ページの案件 1 は、第 4 号議案②貸借権設定の案件 31 の際に説明いたしました、合意解約になります。

続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。

議案書は 74 ページの地区別一覧をご覧ください。

今月は 10 件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は、朝倉が 5 件、初月が 1 件、長浜が 1 件、一宮が 1 件、春野が 2 件となっております。申請の内容につきまし

議長 委員 議長	<p>では、議案書 75 ページから 77 ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。</p> <p>続きまして、⑥買受適格証明願の件についてご報告いたします。</p> <p>議案書は 79 ページの地区別一覧をご覧ください。今月は 2 件の証明願が出されており、地区別の内訳は三里が 2 件となっております。</p> <p>買受適格証明とは、民事執行法による競売や国税徴収法の滞納処分による公売に際して、売却する物件の中に農地が含まれていた場合、その農地を申請者が買い受けることができることの証明です。</p> <p>案件 1 と案件 2 は、仁井田、畠、739 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 982 m<sup>2</sup>を、裁判所が行う競売に参加するため、買受適格証明願が提出されたものです。</p> <p>担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認と、問題なしとの意見を踏まえ、事務局長専決処理により証明書を交付しております。</p> <p>続きまして、⑦農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件についてご報告いたします。</p> <p>今月は 1 件の取下願と 1 件の取消願が提出されております。</p> <p>まず、取下願からご報告いたします。</p> <p>議案書は 82 ページの地区別一覧をご覧ください。</p> <p>今月は 3 条の取下願が 1 件出されており、地区は初月となっております。</p> <p>議案書 83 ページの案件 1 は、第 64 回農地総会で 3 条許可申請があつた申請地のうち、耕作が困難な状況であった 3 筆について取下げをしたもので、事務局長専決処理により受理しております。</p> <p>続きまして、取消願についてご報告いたします。</p> <p>議案書は 84 ページの地区別一覧をご覧ください。</p> <p>今月は 1 件の 5 条届出の取消願が出されており、地区は初月となっております。</p> <p>議案外報告③農地法第 5 条届出の案件 2 の際にご説明した取消願で、事務局長専決処理により受理しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p>
----------------	---

事務局連絡	
議長	事務局からの連絡がありましたら、お願ひします。
永野次長	(令和4年度 今後のスケジュール(案)について説明)
竹内係長	(転用許可申請等の結果について報告)
議長	事務局からの連絡に関して、ご意見・ご質問がございましたら、お願ひいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見・ご質問がないようですので、事務局からの連絡を終わります。
	その他の件で、何かご意見ご質問はありませんか。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。
次回農地総会	
議長	次回の農地総会は、来年の1月10日(火)を予定しております。
閉会	(議長 上田博 挨拶して閉会を宣す。(午後4時30分))
議長	以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 6年 2月 7日

議長 上田博

議事録署名委員 川澤一博

議事録署名委員 植田俊博

議事録作成者 島田佳史